

# 大分市報

## 三度び市長就任に当つて



大分市長 上田 保

(一) 昭和24年5月23日 (第三郵便物認可) 第212号

私がこの度天分市長に立候補致しまするや三選反対のきびしい批判にも拘らず、古民の庄倒的御支援により三度市長の職に就くことを得ましたことは市民皆様の非常な御厚情と御援助の賜であり此の機会に厚く御礼申上げます。

私は市民の方々の此の御厚意に対し如何にして御報い申すべきかと日夜苦慮して居りますが、畢竟するにこれからの大分市をより立派な住み心地のよい生活の要な文化都市にするために、歎身的な努力をこしらえたいものだと永い間思案して参りました。御承知の通りに市民皆様が非常に御不便なさつてあるので何とかして之等の施設を増設した公約を重点的に実行して参る所存であります。

芝居したのにすきません、よい芝居をやり度いにも劇場がないからして居ります。

表致しました公約を重点的に実行して参る所存であります。

概観的に申しますれば今迄に一応

市内一円に亘る下水の完備から更に学校の建築と施設の充実、中小企業の振興、失業対策、社会福祉事業の充実、住宅の建設、宅地の造成等順次に手をつけて行き度いと想つて居ります。

次に私は大分市に中央公民館(本

格的な)各部落公民館、博物館、

劇場、図書館、音楽堂、病院、産院、美術館、能楽堂等がないため

に市民皆様が非常に御不便なさつてあるので何とかして之等の施設を増設した公約を重点的に実行して参る所存であります。

芝居したのにすきません、よい芝居をやり度いにも劇場がないからして居ります。

私がこの度天分市長に立候補致しまするや三選反対のきびしい批判にも拘らず、古民の庄倒的御支援により三度市長の職に就くことを得ましたことは市民皆様の非常な御厚情と御援助の賜であり此の機会に厚く御礼申上げます。

私は市民の方々の此の御厚意に対し如何にして御報い申すべきかと日夜苦慮して居りますが、畢竟するにこれからの大分市をより立派な住み心地のよい生活の要な文

化都市にするために、歎身的な努力をこしらえたいものだと永い間思案して参りました。御承知の通りに市民皆様が非常に御不便なさつてあるので何とかして之等の施設を増設した公約を重点的に実行して参る所存であります。

芝居したのにすきません、よい芝居をやり度いにも劇場がないからして居ります。

形だけ整つた戦災復興の仕上げを致し度いと思つて居ります。即ち大道の跨線橋をこしらえ、駄原、大道、東大分地区や三ヶ町等の区画整理

をやること、更に

その様に私が計画しているキリ

シタン博物館を中心としたキリ

タン文化センターの建設を思い立

つた次第であります。

市内一円に亘る下水の完備から更に学校の建築と施設の充実、中小企業の振興、失業対策、社会福祉事業の充実、住宅の建設、宅地の造成等順次に手をつけて行き度いと想つて居ります。

次に私は大分市に中央公民館(本

格的な)各部落公民館、博物館、

劇場、図書館、音楽堂、病院、産院、美術館、能楽堂等がないため

に市民皆様が非常に御不便なさつてあるので何とかして之等の施設を増設した公約を重点的に実行して参る所存であります。

芝居したのにすきません、よい芝居をやり度いにも劇場がないからして居ります。

形だけ整つた戦災復興の仕上げを致し度いと思つて居ります。即ち大道の跨線橋をこしらえ、駄原、大道、東大分地区や三ヶ町等の区画整理

をやること、更に

その様に私が計画しているキリ

シタン博物館を中心としたキリ

タン文化センターの建設を思い立

つた次第であります。

市内一円に亘る下水の完備から更に学校の建築と施設の充実、中小企業の振興、失業対策、社会福祉事業の充実、住宅の建設、宅地の造成等順次に手をつけて行き度いと想つて居ります。

次に私は大分市に中央公民館(本

格的な)各部落公民館、博物館、

劇場、図書館、音楽堂、病院、産院、美術館、能楽堂等がないため

に市民皆様が非常に御不便なさつてあるので何とかして之等の施設を増設した公約を重点的に実行して参る所存であります。

芝居したのにすきません、よい芝居をやり度いにも劇場がないからして居ります。

形だけ整つた戦災復興の仕上げを致し度いと思つて居ります。即ち大道の跨線橋をこしらえ、駄原、大道、東大分地区や三ヶ町等の区画整理

をやること、更に

その様に私が計画しているキリ

シタン博物館を中心としたキリ

タン文化センターの建設を思い立

つた次第であります。

市内一円に亘る下水の完備から更に学校の建築と施設の充実、中小企業の振興、失業対策、社会福祉事業の充実、住宅の建設、宅地の造成等順次に手をつけて行き度いと想つて居ります。

次に私は大分市に中央公民館(本

格的な)各部落公民館、博物館、

劇場、図書館、音楽堂、病院、産院、美術館、能楽堂等がないため

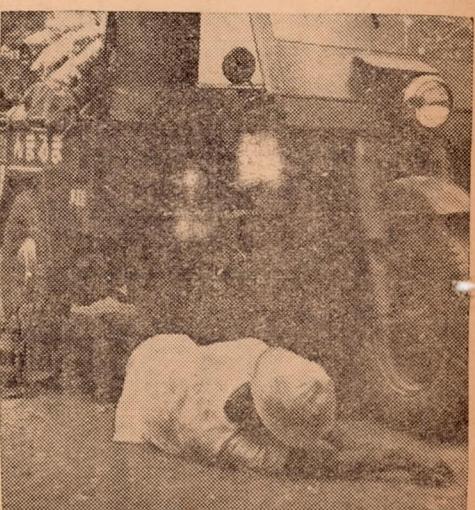
に市民皆様が非常に御不便なさつてあるので何とかして之等の施設を増設した公約を重点的に実行して参る所存であります。

毎月1日・16日発行 所役行市編集内田選夫第一印刷社

今まで大体私の今後の市政の構想の一端であります。以上は大体私の今後の市政の構想の一端であります。シタン記念鉛筆を売出しているのそのためであります、そのスケールが余り大きいので単なる夢物語としかお考えにならぬ方もありますが、单なる夢物語でなく私は是非之は実現致し度いと思つて居ります。

私は本月六日当選後初めて登廳して吏員諸君と今後の方途について語り合つた次第であります。

語り合つた次第であります。



(写真は昭和29年8月速見郡日出町での交通事故)

## 春季交通安全

### 安全運動に協力を

一、市内中央通りには横断歩道(白い帽子をぬる白線が引いてあるから必ず横断歩道を横断する)であること

一、車の直前直後の横断は危険であること

一、一般家庭その他工事関係者する

一、道路に交渉の妨害となるよう

一、信号機の信号に従つて通ります

一、大分駅前外堀交叉点では必ず信号機の信号に従つて通ります

一、歩行者の安全確認の励行

一、追越の際における安全確認の励行

一、自転車、原動機付自転車

一、信号機の信号に従つて通ります

一、交差点通過の際における歩行者の安全確認の励行

一、踏切における安全確認の励行

一、交通信号機の信号遵守

一、無免許(無許可)運転の禁止

一、警笛連転の禁止

一、時停車徐行の励行

一、積載制限違反の禁止

一、自転車始業点検の励行

一、自転車

一、左側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、左側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行

一、右側一列進行の励行



上野市營苗圃のアヤメ

円が控除されます。同居の妻に  
はかりません(夫が均等割の  
非課税者である場合は課税され  
ます)

2、所得税 (所得に応じてかかる  
税額)

（A）課税総所得金額（二十九年  
中の総所得金額から基礎控除六  
万七千五百円を差引いた金額）  
につきの税率をかけた金額で  
す。

課税総所得金額 3万円迄	税率
5	2.5%
7	2.7%
9	2.9%
11	3.1%
13	3.3%
15	3.5%
17	3.7%
19	3.9%
21	4.1%
23	4.3%
25	4.5%
27	4.7%
29	4.9%
31	5.1%
34	5.3%
37	5.6%
40	5.9%
43	6.2%
46	6.5%
50	6.8%
50万円以上	7.1%
	7.4%

## 昭和三十年度 市民税について

### 市民税

本年度個人の市民税は所得割の税

率改正により大巾の引下げを見ま  
したことは新聞等すでに御承知  
のことと存じます。

では本年度市民税及び県民税はどうして計算されるかつぎに述べる  
ことに致します。

（一）市民税

（二）市民税を納める人

本年一月一日現在大分市に住所  
を有する者及び市内に事務所、  
事業所、寓居を有する者で市

内に住所を有しない者

（三）市民税のからない人  
（二十四年中に所得を有しなか

扶養親族と家業専従者は一四〇

で十二回分納

市民税は均等割と所得割の合計  
額です。

1、均等割（平等による税額）  
税額は四〇〇円です。但し、均  
等割を納める義務がある扶養親

族を一人以上有する者、及当該  
扶養親族と家業専従者は一四〇

（二十四年中に所得を有しなか  
らない人）

扶養親族数	控除額
1人の場合	370円
2人付450	900円
3人(520)	1,560円
4人(600)	2,400円
5人(670)	3,350円
6人(670)	4,020円
7人(670)	4,690円
8人(670)	5,360円
9人(670)	6,030円
10人(670)	6,700円

（四）市民税の納期

（一）普通徴収（徴税令によるもの  
の各月末日。但し、均等割のみの者  
は六月末日）

（二）預貯（事務所で徴収され  
る）

（三）市民税の内容  
市民税は均等割と所得割の合計  
額です。

扶養親族（納稅義務者と年齢を  
一にする配偶者その他の親族で  
五十五歳以下である者）のある方  
は五十五歳の額が控除されます。  
(扶養親族控除後の全額)に、  
十五ペーセントをかけた金額で  
(扶養親族控除後の市民税)とあ  
ります。

（四）徴收のしかた 市民税とあ  
ります。以上で市・県民税の賦課徴收につ  
いて大略お分かりのことと存じます。

### B) 所得割の控除

扶養親族（納稅義務者と年齢を  
一にする配偶者その他の親族で  
五十五歳以下である者）のある方  
は五十五歳の額が控除されます。

（二）所得割 市民税の所得割額  
（扶養親族控除後の市民税)に、  
十五ペーセントをかけた金額で  
減算はありません。

### C) 税率

（一）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### D) 税額

（二）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### E) 餌料

（三）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### F) 飼育

（四）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### G) 放養量

（五）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### H) 放養率

（六）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### I) 餌料

（七）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### J) 放養量

（八）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### K) 放養率

（九）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### L) 餌料

（十）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### M) 放養量

（十一）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### N) 放養率

（十二）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### O) 餌料

（十三）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### P) 放養量

（十四）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### Q) 放養率

（十五）県民税を納める人 市民税  
と全く同様です。

### ◎市県民税計算例

給与所得者の場合を例として計算しますと下記のようになります 一扶養親族4人と仮定致します。  
給料(勤務地・扶養手当等を含む)  
月20,000円の1年分 240,000円  
賞与 年2回 1回30,000円 60,000円  
超過勤務手当 1年分 15,000円  
恩給 70,000円  
計 385,000円

以上のうな総収入があつたと致しますと  
385,000円の15%は 57,750円ですがこの勤労控除  
は45,000円が限度となつていますので 385,000円  
から45,000円を差引いた 340,000円が総所得金額  
となります。この金額から基礎控除67,500円を差  
引いた 272,500円が課税総所得金額となります。  
この金額に税率が乗じられます。

272,500円×0.051=13,897円 7円は切捨て

13,890円と致します。この人は 扶養親族4人で  
すから600円×4=2400円を控除されます。

13,890円-2,400円=11,490円…市民税所得割

400円…均等割

計 11,890円…市民税額

11,490円×0.15=1,723円(3円切捨)

1,720円…県民税所得割

100円…均等割

計 1,820円…県民税額

四、収納率  
放養量の二三倍が普通である  
給餌に対する増肉量の割合は  
種類 投餌量 増肉量  
乾蛹 一貫 五九八匁  
擁蛹 一貫 六五匁  
大麦 三八二匁  
位であるがこれは平均の増肉量で  
一尾二尾については相当の差異が  
ある。(農務課 後藤嘱託)





